

お問合せ先

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課
子ども医療・手当担当

TEL 03-5432-2309

(午前8時30分から午後5時まで)※土、日、祝祭日を除く

令和7年3月

令和7年4月分以降の児童手当について(第3子以降加算継続手続きについて)

このご案内は、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さまを監護している児童手当の受給者の方にお送りしています。

令和7年4月分以降の児童手当について平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さまは児童手当の支給対象児童ではありませんが、受給者の方が当該年齢のお子さまに対して監護(相当)を行っている場合、児童手当額の算定時の児童等人数に当該年齢のお子さまを含めて算定することにより、支給対象児童(0歳～高校生相当(18歳年度末まで))が第3子以降加算の対象となります。

つきましては、お子さまの監護状況の確認のため、以下「該当のお子さま」に記載のお子さまについて令和7年4月以降も引き続き児童手当の受給者の方が監護(相当)される場合は必要書類のご提出をお願いいたします。

※必要書類や提出方法等の詳細は、同封の「必要書類と提出方法等について」をご確認ください。

※監護(相当)をしていない場合、書類のご提出は不要です(その場合、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さまは児童手当額算定時の児童等人数に含まれません)。

提出期限 令和7年4月15日(火)必着

※提出が遅れた場合、書類提出日の翌月分から第3子以降加算が適用されます

受給者	氏名	
該当のお子さま(注)	氏名	生年月日
認定番号		

(注)平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さまについては、以前に提出された「監護相当・生計費の負担についての確認書」において、通学先の卒業予定時期が「令和7年3月」となっている方のみが今回の監護状況の確認の対象となります。通学先の卒業予定時期を「令和7年4月」以降と記載された方は印字しておりません。